

認定調査の注意事項と調査票の記入について

日頃から、認定調査にご協力いただきありがとうございます。次の点にご注意いただき、円滑・公正な調査の実施をお願いいたします。

1 認定調査における注意事項

- **訪問日の調整を行う際**、必ず家族等同席の希望があるか確認してください。同席希望がある場合は、本人だけでの調査はおこなわないようにしてください。
- 入院又は退院直後、施設入所直後など、**本人の身体状況、生活状況が安定しない中での調査はしない**でください。
- **調査場所は原則、本人が生活をしている場（基本は住所地）**です。やむを得ず、他の場所（デイサービスセンターやショートステイ先）での調査実施が必要なときは、事前に介護保険課認定担当へご相談ください。
- 本人の状況又は同席者の都合等で、**調査票の提出が期日に間に合わないときは**、介護保険課認定担当までご連絡ください。

「介護保険訪問調査実施確認票」について

同封している「介護保険訪問調査実施確認票」（A5用紙）は、訪問調査実施の際、**本人又は家族にお渡しください**。入院中の調査等で、お渡しできない場合は破棄していただいて構いません。

2 認定調査票の記入についての注意事項【特記事項】

<記入について>

- **記入はボールペン、またはHB以上の鉛筆（シャープペンシル）**で濃く記入してください。
- 誤字や脱字、特にパソコンを使用する際は変換ミスにご注意ください。また、一部の人にしか分からないような略語の使用も避けてください。
- 特記事項はそのまま審査会の資料になります。**人物が特定できる様な情報や固有名詞（病院名や施設名など）は記入しない**でください。また、表現方法が適切かどうか提出前に確認してください。
- 特記事項を記入する際、調査員の主観が入らないよう、事実を「客観的」に記入し、情報元が明確になるようにしてください。
- パソコンでの記入をご希望の場合は、藤沢市ホームページからダウンロードしてください。
藤沢市ホームページ>健康・福祉・子育て>福祉>介護保険>事業所向け>要介護認定訪問調査の委託
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/kenko/fukushi/kaigohoken/jigyosha/ninteityousa.html#kinyuunochuijiko1>
- 配布したデータの被保険者番号・帳票番号などの位置は変更しないでください。
- 「介護保険認定調査票（帳票ID741・642）」の記入については別紙『認定調査票 記入上の注意事項』を参照してください。

3 各項目の記入についてのお願い【特記事項】

《1群》

(1-1, 2) 麻痺・拘縮

できる方には確認動作を行い、その状況がわかるように記載する

- ・ 確認動作では、**挙げて静止した状態を保持できるか**を確認

(1-5) 座位保持

日頃の座っている様子で評価するのではなく、**座位を保持できる能力があるかどうか**で判断

【例】いつもソファに寄りかかってテレビを観ているため「支えが必要」を選択⇒×

- ・ まず、背もたれがない状態（丸椅子など）で10分の座位がとれるかどうかを確認

《2群》

共通事項

- 認知症がなく身体機能も大きな低下がみられない方の場合、2群は「介助されていない」の選択が多くなる場合があります。しかし、「できる」といった状況でも『やっ
と行っている』『スムーズに行っている』では、対象者像が大きく変わってきます。

審査会で総合的に判断するための重要な材料となりますので、「**介助されていない
場合でも「どうできているのか」といった内容を記入**してください。

(2-1) 移乗

でん部を移動させて椅子等へ乗り移ることなので、『**歩行**』して椅子に座る等は**該当
しません**。

(2-2) 移動

日常生活（屋内）での食事やトイレに行く等の移動で判断

- ・ 外出行為では判断しないが、屋内と屋外で介助方法が違う場合は特記事項に状況を
記載

(2-5, 6) 排尿・排便

介助が多い・少ないにかかわらず、必ず状況を記載する

排泄方法、排泄回数、昼夜の違い、介助の方法、失禁の有無に留意し、介助の手間を
具体的に記入すること

(2-7, 8, 9) 口腔清潔・洗顔・整髪

洗面所への誘導等は含まない。また、**行為の開始を促す『声かけ』も評価しない**

《3群》

(3-4) 短期記憶

「面接調査日の調査直前または当日に行ったことについて何をしていたかを思い出す」
ことができるかどうかで評価

- ・ まずは質問し、正答であれば「できる」を選択。質問しても確認が難しい場合に
調査員テキストにあるように「ペン」「時計」「視力確認票」の3品を提示して
確認を行うこと
- ・ **3品テストのみで判断しないこと**

《4群》

共通事項

- 「頻度」と「どのように対応しているか（介護の手間）」を必ず記入すること
「ときどきある」…1か月に1回以上
「ある」…週に1回以上（週〇回、1日〇回など）
- ・ 回数の平均は取りませんので、**月に4回あっても平均して週1回とはなりません**

不十分な例☞ (4-12) 10分おきに「ご飯を食べていない」と訴える(毎日)。

記入例☞ (4-12) 10分おきに「ご飯を食べていない」と訴える。**そのたび家族が食べたことを伝える(毎日)。それでも訴えが続くようなときは、軽食を用意している(2～3/週)。**

(4-7) 介護に抵抗

助言しても(言っても)従わないというだけでは該当しない

- ・ 『移乗時に介護者の手を振り払う』『おむつ交換の際足を閉じたり体を動かして抵抗する』など行動とその頻度で判断し、記入する。

(4-8) 落ち着きなし

「家に帰りたい」等という**意思表示**と**落ち着きのない状態**（行動）の**両方**がある場合に該当する

《5群》

共通事項

- 軽度者の場合、直接介助を必要としない場合が多いため、定義以外の内容も確認し記入すること

(5-5) 買い物

- ・ 嗜好品を自分で買うことができても食材や日用品のすべて（日常生活に必要なもの）を**家族や介護者**に買ってもらってれば「全介助」を選択
- ・ 自分で注文（ネットやFAX等）して、業者に届けてもらい支払いを自分でしていれば「介助されていない」を選択

【例】

- ・ タバコやお菓子は自分で買うが、生活に必要な食品等は家族が買い揃え、支払いもしている⇒「全介助」
- ・ 自分で2回/週、スーパーで必要なものを買っている。別居の娘は1～2回/週見繕って買ってくる。自分で買う頻度が高いため「介助されていない」を選択

《特別な医療》

- ・ 過去14日以内に処置をしていても、**調査時に終了している場合は該当しない**
- ・ 過去14日以内に処置をしており、かつ継続してもののみが該当
- ・ 急性期で一時的な処置は該当しない

《日常生活自立度》

- 何か一つの症状や行動をとらえて判断するものではなく、総合的に判断します。判断した根拠が分かるように記入してください。

- 特記事項の用紙は、各群ごとに記入できるようになっていますが、1群から順番に記入し収まらない場合は、次の群の欄に続けて記入してください。
ホームページから特記事項のデータをダウンロードした場合は、記入見本を参照し、入力してください。

(例)

市町村コード	被保険者番号	認定申請日	帳票ID
14205			643
介護保険認定調査票（概況特記）			
IV 概況調査（主訴・家族状況・住宅環境・前回との状態変化等）		調査実施日： 2021年 2月 1日	
妻と戸建てに2人暮らし。大病はないが加齢とともに両下肢筋力低下を感じており、今後歩行リハビリを受けたいと新規申請。			
1 身体機能・起居動作に関連する項目についての特記事項			
(1-1.2) 四肢共に確認動作可能。(1-3)ベッド柵につかまり向きを変えられる。(1-4)ベッド柵につかまり、			
() 上体を起こすことはできるが、ゆっくりと時間がかかる。(1-5)肘掛けにつかまり座位保持可能。			
(1-6.7) つかまらなくとも10秒程度は立位保持可能。室内つかまらず歩くことはできるが、小幅で			
() すり足。(1-8、9)机に手をつき体重をかける。机につかまり右足を上げる。			
2 生活機能に関する項目についての特記事項			
(1-10) 前は自分で洗うが背中など届かないところは洗ってもらう。(1-11)手足の爪は自分で			
() 切れる。(1-12、13)視力・聴力ともに問題なし。(2-1)日常生活に移乗動作なし。			
(2-2) 室内は自分で移動しているが、外出するときは家族が必ず付き添う。			
⋮			

- **特記事項の上部に「概況調査IV」**があります。申請理由や家族状況、前回との比較など記入してください。また、調査時に利用したいサービスの話があれば、記入してください。

施設利用中の方や入院中の方は、入所や入院に至った経過や時期など、聞き取りできた範囲で記入してください。